

環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン

異議申立手続要綱

○ 前書き

- 国際協力銀行（以下「本行」）は、平成 14 年 4 月に策定した「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（以下「ガイドライン」）の遵守を確保すること等を目的として、投融資担当部署（融資業務を行う業務部署および環境審査部署）から独立した総裁直属の「環境ガイドライン担当審査役」を設置すると共に、以下の異議申立手続要綱を定める。
- この異議申立手続要綱は、2002 年 6 月以来、学識経験者、産業界、所管官庁、N G O からの参加者を含め、広く一般に公開で行われた 13 回にのぼるパブリック・コンサルテーション・フォーラム、本行による途上国ヒアリングを始めとする種々の議論・意見を踏まえ、また世界銀行などの国際開発金融機関や各国輸出信用機関等の異議申立に関する実態を研究の上、策定されたものである。

○ 異議申立手続の目的

- 本行によるガイドラインの遵守を確保するため、ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果を総裁に報告すること。
- ガイドラインの不遵守を理由として生じた本行の投融資案件に関する具体的な環境・社会問題にかかる紛争に関して、その迅速な解決のため、当事者（申立人およびプロジェクト実施主体）の合意に基づき当事者間の対話を促進すること。

○ 基本原則

- 「独立性」 環境ガイドライン担当審査役は、本行の投融資担当部署から独立した総裁直属の機関として設置される。
- 「中立性」 環境ガイドライン担当審査役は、本行の投融資担当部署、プロジェクトを実施する側、プロジェクトに異議を唱える側のいずれにも属することなく中立的な立場から、全ての当事者の意見をバランス良く聴取しなければならない。
- 「効率性」 環境ガイドライン担当審査役は、異議申立を効率的に処理しなければならない。

- 「迅速性」 環境ガイドライン担当審査役は、異議申立手続を迅速に処理すべく、原則として異議申立受理後 3 ヶ月以内に報告書を提出し活動を完了させなければならない。
 - 「透明性」 環境ガイドライン担当審査役の活動は、対話の促進という目的および借入人等の商業上の秘密に配慮しつつ、公開を原則とし、本行のアカウンタビリティの向上に貢献しなければならない。
- 環境ガイドライン担当審査役の権限と義務
- 環境ガイドライン担当審査役は、上記の目的を達成するため、以下の権限を有する。
 - ・ 本行が保有する文書・記録等、活動に必要な情報に自由にアクセスすることができる。
 - ・ 本行職員に対して、ヒアリングを行うことができる他、文書の提出を依頼することができる。
 - ・ 本行職員以外の当事者を含む第三者に対して、ヒアリングおよび文書の提供の申込・アレンジを行うよう、本行関連部署に依頼することができる。
 - ・ 本行職員と同等に本店内設備を利用することができる。
 - 環境ガイドライン担当審査役は、職務を忠実に遂行するため、以下の義務を負う。
 - ・ 申立人および関係者の人権と商業上の利益に配慮し、申立人および関係者を不当に害するような行動を取らないこと。
 - ・ その他、本要綱で定められる手続を遵守すること。

○ 異議申立の手続開始要件

1. 対象案件

異議申立は、本行の投融資案件であり本行がガイドラインを遵守しなかったことにより、現実に重大な被害が生じているまたは将来重大な被害が発生する相当程度の蓋然性があると考えられる案件に対して行うことができる。

2. 申立人の要件

異議申立は、当該プロジェクトにより現実の直接的な被害を受けたあるいは相当程度の蓋然性で将来被害が発生すると考えられる当該国の 2 人以上の住民によりなされることが必要である。

申立は、当該地域の事情等を勘案し、やむを得ない場合には代理人を通じて行うこともできる。但し代理人を通じて行う場合は、申立人本人は特定されている必要があり、かつ申立人が代理人に対し授権していることが必要である。

3. 期間

異議申立は、以下に定められる期間に行うことができる。

全てのガイドライン不遵守の指摘に関し、我が国政府の手続きを経る円借款業務については本行が案件に関する本行としての評価を示したとき以降、その他の業務については融資契約調印後、それぞれ貸出が終了するまでの期間に可能である。

上記受付開始時点以前に外部から環境ガイドライン担当審査役にガイドライン不遵守の疑いに関する意見が示された場合には、環境ガイドライン担当審査役は、必要に応じて、投融資担当部署に移送し、投融資担当部署がかかる意見に対し適切に対応するよう依頼の上、総裁に報告することができる。かかる移送が行われた場合、投融資担当部署はガイドラインに則り誠実に対応し、プロジェクト実施主体にかかる意見を伝え、対応結果を総裁に報告する。環境ガイドライン担当審査役は、投融資担当部署より対応結果の報告を受け、必要に応じこれを意見表明者に伝える等の対応をとる。

また貸出終了後は、ガイドライン上のモニタリングを実施している期間において、本行のガイドライン上のモニタリング規定不遵守を指摘する異議申立が可能である。

4. 申立書の内容

申立書には、以下の内容が日本語、英語又は現地の公用語で記載されていることが必要である。現地の公用語で申立書が記載されている場合には、環境ガイドライン担当審査役は手続に先立ち、申立書を日本語又は英語に翻訳することが必要であり、申立書の受理通知までに時間がかかることがあり得る。

(A) 申立人の氏名

(B) 申立人の住所・連絡先

異議申立は本名で行われ、連絡先が明記されていなければならない。但し、申立人にかかる情報は、法の要請による場合を除き、外部には公開されない。また、プロジェクト実施主体に対しての匿名を希望する場合には、その旨記載

することができる。

(C) 異議を申し立てる対象の案件

- ・ 国名
- ・ プロジェクトサイト
- ・ プロジェクトの概要

(D) 申立人に対して生じた重大な具体的被害または将来発生する相当程度の蓋然性があると考えられる重大な被害

(E) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項および不遵守の事実

(F) ガイドライン不遵守と被害の因果関係

(G) 申立人が期待する解決策

(H) プロジェクト実施主体との協議の事実

当事者間の自主的な紛争解決に向けた努力を促すため、申立人は、異議申立を行う前に、プロジェクト実施主体との対話に向けた努力を行うことが求められる。このため、プロジェクト実施主体との協議に向けた申立人の行為にかかる事実関係については、日時・相手方・対応の内容など詳細が記載される必要がある。但し申立人がプロジェクト実施主体との対話に向けた努力を行うことができないやむを得ない事情がある場合には、かかる事情を記載する。

(I) 本行投融資担当部署との協議の事実

申立人は、異議申立を行う前に、本行の投融資担当部署との対話を行うことが求められる。このため、本行投融資担当部署とのやり取りの事実関係については、日時・対応者・対応の内容など詳細が記載される必要がある。また、申立人は、本行投融資担当部署の対応が不十分である理由について記載することができる。

本行の広報部署は、本行投融資担当部署との対話が迅速かつ適切に行われるよう外部から問合せがあった場合には、迅速に当該案件の投融資担当部署を紹介しなければならない。本行投融資担当部署は、ガイドラインの規定に従い、ステークホルダーから提供される情報の重要性を認識し、これらを活用してスクリーニングおよび環境レビューを行わなければならない。

(J) 代理人を介して申立を行う場合には、代理人を介して申立を行う必要性を記載し、申立人が代理人に対し授權していることの証憑を添付する

○ **異議申立手続のプロセス**

1 . 申立書受理ならびに申立人およびプロジェクト実施主体への通知

- 環境ガイドライン担当審査役は、申立書に申立人の氏名および連絡先が記載されている限り、申立書を受領後、原則として5営業日以内に、別添の書式に従い申立人、借入人、プロジェクト実施主体および本行投融資担当部署に対し受理の通知を行う。但し、申立人がプロジェクト実施主体に対する匿名を希望する場合には、申立人に関する情報はプロジェクト実施主体には明らかにされない。

2 . 予備調査

- 環境ガイドライン担当審査役は、申立書が所定の内容を十分に記載しているかどうかを書面調査する。記載に不備がある場合には、不足部分につき別途申立人より徴求することができる。
- 環境ガイドライン担当審査役は、必要に応じて、申立資格の有無にかかる事実につき関係者にヒアリングを行うことができる。
- 環境ガイドライン担当審査役は、濫用防止の観点から、異議申立は純粹かつ手続の目的に沿って適切になされたものであるかチェックを行う。濫用は以下の例が考えられる。
 - ・ 補償金を不当に獲得することを目的とする場合
 - ・ プロジェクトの進捗を遅延させることを目的とする場合
 - ・ プロジェクト実施主体の信用・評判を毀損する目的で利用する場合
 - ・ プロジェクトと無関係の政治的意図でなされる場合
 - ・ 申立書に重大な虚偽が含まれている場合
- 予備調査は、特段の事情がないかぎり異議申立受理後、原則として1ヶ月程度で終了させ、手続開始・却下の決定が下される。

3 . 手続開始決定

- 環境ガイドライン担当審査役は、別添の検討フォームに従い、異議申立が本

手続の要件に合致しており、記載内容に相当程度の合理性が認められる場合には、手続開始の決定を下し、その旨総裁、申立人、借入人、およびプロジェクト実施主体に書面で連絡する。

- 異議申立が却下される場合には、却下の事実とその理由を総裁および申立人に対し書面で連絡する。なお、異議申立が却下される場合であっても、環境ガイドライン担当審査役は、当該案件の審査・モニタリングに有用であると考えられる場合には、投融資担当部署に対して異議申立を移送することができる。環境ガイドライン担当審査役の投融資担当部署に対するかかる移送は、総裁および申立人に対して通知される。
- 環境ガイドライン担当審査役は、我が国および途上国の訴訟・行政手続、国際機関の手続その他の紛争処理手続において係争中または処理済のプロジェクトであって、環境ガイドライン担当審査役が、当該紛争処理手続と本手続の争点を実質的に同一であると認める場合には、手続開始の決定を留保または申立を却下することができる。手続開始決定の留保、または申立の却下いずれの場合においても、その旨申立人に通知する。環境ガイドライン担当審査役は、留保事由の消滅後、なお当事者より異議申立手続続行の意思が確認されれば、手続開始を決定できる。また、申立が却下された場合であっても、新たな事実と争点に基づく異議申立を行うことはできる。
- 一事不再理の観点から、過去に当該被害について本異議申立手続が行われている場合には、申立は却下することができる。但し新たな事実に基づく異議申立はこの限りでない。
- 異議申立の却下に対しては、申立人は環境ガイドライン担当審査役に意見を書面で提出することができる。環境ガイドライン担当審査役は、申立人の意見に対しては誠実に対応しなければならず、必要に応じて、投融資担当部署に当該意見を移送する。

4．調査および対話の促進

(1) ガイドライン遵守にかかる事実の調査

- 環境ガイドライン担当審査役は、ガイドライン遵守にかかる事実を調査するため、申立人と直接面会し、申立人から直接異議申立にかかる事項を聴取することができる。
- 環境ガイドライン担当審査役は、投融資担当部署にヒアリングを行い、融資契

約締結までに行われた環境社会配慮確認およびモニタリングにかかる事実を確認する。また、環境社会配慮確認およびモニタリングに本行が利用した一切の資料を閲覧することができる。

- 環境ガイドライン担当審査役は、必要に応じて、申立人と同様の見解を有している住民、申立人とは異なる見解を有する住民、プロジェクト実施主体、専門家、ホスト国政府その他関係者に対してヒアリングを行うことができる。但しプロジェクト実施主体、借入人またはホスト国政府に対してヒアリングを行う場合には、当初は投融資担当部署を介してヒアリングのアレンジを行う。

(2) 紛争解決に向けた対話の促進

- 環境ガイドライン担当審査役は、紛争の解決のため、申立人を含む影響を受けた住民およびプロジェクト実施主体の間の対話の促進のため、対話を仲介することができる他、個別にヒアリングを行うことができる。
- 環境ガイドライン担当審査役は、当事者の見解をバランス良く聴取するべきであり、「中立性」への信頼を損なわないような形態で、各当事者への個別ヒアリングを行わなければならない。

(3) 調査および対話の促進活動実施中の留意点

- 環境ガイドライン担当審査役は、手続開始決定後、我が国および途上国の訴訟・行政手続、国際機関の手続その他の紛争処理手続においてプロジェクトが係争中となった場合であって、当該紛争処理手続と本手続の争点を実質的に同一である場合には、調査および対話の促進活動を暫定的に停止することができる。異議申立手続の停止については、その旨申立人に通知する。環境ガイドライン担当審査役は、停止事由の消滅後、なお当事者より異議申立手続続行の意思が確認されれば、手続を再開する。

5 . 総裁への報告

- 環境ガイドライン担当審査役は、異議申立受理後 3 ヶ月以内に、ガイドラインの遵守にかかる事実についての調査結果、対話の進捗状況、和解が成立した場合の当事者間の合意について別添に定める骨子に従い報告書を作成し、総裁に報告する。
- 環境ガイドライン担当審査役は、ガイドライン不遵守の判断を下す場合には、必要に応じて、当該案件の不遵守状況を治癒するために可能な方策を総裁に

具申することができる。

- 環境ガイドライン担当審査役は、ガイドライン遵守・不遵守にかかる事実が十分に確認できなかった場合、もしくは特にガイドライン遵守・不遵守にかかる事実について環境ガイドライン担当審査役の調査を必要としないことに当事者の合意があるときには、対話の進捗状況およびかかる当事者間の合意について総裁に報告する。
- 環境ガイドライン担当審査役は、調査または対話の促進のために更なる時間が必要であると判断する場合には、更に必要となる活動の詳細とかかる活動が不可欠である理由を総裁に報告することができる。総裁は報告を受け、期間の延長につき相当程度のやむを得ない事情があると判断する場合には、更に2ヶ月を限度として期間を延長することができる。
- 環境ガイドライン担当審査役の報告書は、直ちに当事者に対して送付される。当事者は報告書の内容に対する意見を環境ガイドライン担当審査役に提出することができる。環境ガイドライン担当審査役はかかる意見に対しては誠実に対応し、当該案件のモニタリングに有用な事項を含むと考えられる場合には、意見を投融資担当部署に移送することができる。

6．投融資担当部署からの意見

- 投融資担当部署は、必要に応じて環境ガイドライン担当審査役の報告書の提出後1ヶ月以内に、環境ガイドライン担当審査役の報告書に対する意見および不遵守の判断の場合には今後のガイドライン遵守確保に向けた対応策等をまとめた意見書を書面で総裁に提出する。

7．フォローアップ

- 環境ガイドライン担当審査役の報告、投融資担当部署の意見および当事者の意見を踏まえた総裁の指示は投融資担当部署が実施する。
- 環境ガイドライン担当審査役は、投融資担当部署による総裁指示の実施状況につき連絡を受け、毎年作成される年次活動報告書において総裁に報告する。また、環境ガイドライン担当審査役が必要と認める場合は、その都度総裁に投融資担当部署による総裁指示の実施状況を報告することができる。また必要に応じ、不遵守と判断された個別案件の調査結果に基づき、今後のガイドライン遵守確保に向けた対応策等についての意見を年次活動報告書に記載することができる。

○ 情報公開

- 異議申立手続の情報公開は、以下に従い行われる。
 - (A) 異議申立が行われたときには、環境ガイドライン担当審査役は、異議申立の受理の事実を、原則として受領後 5 営業日以内に、申立人、借入人、およびプロジェクト実施主体に書面で通知する。
 - (B) 異議申立につき、予備調査を終了し、調査開始となった場合、または異議申立が却下された場合には、その旨書面で申立人、借入人、およびプロジェクト実施主体に連絡される。なお、異議申立が却下された場合には、その理由が書面で示される。
 - (C) 環境ガイドライン担当審査役の報告書、投融資担当部署の意見書については、当事者に送付され、個人情報・法人情報その他の法に基づき不開示とすべき事項の有無について確認した上で、それぞれ速やかにウェブサイトで公開される。
 - (D) 環境ガイドライン担当審査役は、個人情報・法人情報その他の法に基づき不開示とすべき事項が含まれないよう配慮しつつ、ウェブサイトにて、異議申立の受付状況、手続進捗状況を公開する。
- 環境ガイドライン担当審査役の報告書および投融資担当部署の意見書については公開が原則であり、個人情報・法人情報その他の法に基づき不開示とすべき事項については、含まれないよう作成されなければならない。報告書としての構成上、個人情報・法人情報その他の法に基づき不開示とすべき事項を記載することが不可欠である場合には、当事者に事前に同意を求めなければならない。
- その他、環境ガイドライン担当審査役が業務を通じて知り得た情報については、法の定めるところにより公開する。
- 環境ガイドライン担当審査役は、別添に定める骨子に従い、年次活動報告書を作成し、本行ウェブサイト上で公開する。なお、年次活動報告書は公開のため作成される文書であるため、その内容には個人情報・企業情報その他の法に基づき不開示とすべき事項が含まれないよう作成されなければならない。
- 環境ガイドライン担当審査役は、その連絡先を本行ウェブサイト公開し、また、パンフレットの作成・配布や本行ウェブサイトでの公告など、本行広報関連部署と連携しつつ、その存在・活動内容が広く認知されるよう努力しなければならない。

○ 見直しおよび経過規定

- 本要綱の見直しは、原則としてガイドラインの見直しに併せて実施する。見直しについては、それまでに蓄積された利用者および環境ガイドライン担当審査役からの意見・評価に基づき検討を行う。
- 本要綱は平成 15 年 10 月より施行し、平成 15 年 10 月 1 日以降、実質的な融資要請に至った案件に適用する。

以 上

(参考資料)

1. 申立書例
2. 受理通知例
3. 手続開始通知例
4. 却下通知例
5. 検討結果例
6. 申立人への環境ガイドライン担当審査役報告の通知例
7. 環境ガイドライン担当審査役の報告書の骨子例
8. 環境ガイドライン担当審査役の年次活動報告書の骨子例
9. 手続きチャート図

申 立 書 例

平成 年 月 日

国際協力銀行
環境ガイドライン担当審査役行

(A) 申立人氏名 :

(B) 申立人の連絡先 :

(代理人氏名)

(代理人連絡先)

プロジェクト実施主体への匿名を希望しますか (いずれかに丸をする)

は い ・ い い え

(C) 異議を申し立てる対象の案件

- ・ 国名
- ・ プロジェクトサイト
- ・ プロジェクトの概要

(D) 申立人に対して生じた重大な具体的被害または将来発生する相当程度の蓋然性がある重大な被害

(E) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項および不遵守の事実

(F) ガイドライン不遵守と被害の因果関係

(G) 申立人が期待する解決策

(H) プロジェクト実施主体との協議の事実

(I) 本行投融資担当部署との協議の事実

(J)(代理人を介して申立を行う場合) 代理人を介して申立を行う必要性の記載および申立人が代理人に対し授權していることの証憑

申立人は、本申立書に記載されている事項が全て真実であり、虚偽のない事を約束します。

以 上

受 理 通 知 例

平成 年 月 日

(申立人氏名) 殿

国際協力銀行
環境ガイドライン担当審査役

この度、貴殿の平成 年 月 日付の異議申立につき、本行の環境ガイドライン担当審査役は平成年 月 日付にて受理致しましたので、ここにお伝え致します。

今後、原則として1ヶ月以内に予備調査を経て、貴殿の異議申立につき手続を開始するかどうかを決定いたします。手続開始・却下の決定については、改めてご連絡します。

予備調査のために貴殿にヒアリングを実施する可能性があります。その場合、日時などは別途ご連絡致します。

予備調査の結果、手続開始決定が下された場合には、「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン/異議申立手続要綱」に基づき、ガイドライン遵守・不遵守にかかる事実の調査、当事者間の対話の促進が行われます。このため貴殿に対してヒアリングが行われる可能性があります。その場合、日時などは別途ご連絡致します。

環境ガイドライン担当審査役が作成する報告書、本行の投融資担当部署の意見書は、個人情報・法人情報その他の法に基づき不開示とすべき事項を除き、ウェブサイトにて公表されることになります。

詳しい手続については <http://www.jbic.go.jp/> をご覧いただくか、本行環境ガイドライン担当審査役までお問い合わせ下さい。

以 上

手 続 開 始 通 知 例

平成 年 月 日

(申立人氏名) 殿

国際協力銀行

環境ガイドライン担当審査役

貴殿の平成 年 月 日付の異議申立（平成年 月 日付受理）につき、以下の通り手続開始の決定がなされたことをお伝え致します。詳細につきましては、同封の「検討結果」をご覧ください。

今後、約 2 ヶ月間にわたり、「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン/異議申立手続要綱」に基づき、ガイドライン遵守・不遵守にかかる事実の調査、当事者間の対話の促進が行われます。このため貴殿に対してヒアリングが行われる可能性があります。その場合、日時などは別途ご連絡致します。

環境ガイドライン担当審査役が作成する報告書、本行の投融資担当部署の意見書は、個人情報・法人情報その他の法に基づき不開示とすべき事項を除き、ウェブサイトにて公表されることになります。

詳しい手続については <http://www.jbic.go.jp/> ○ ○ ○ をご覧いただくか、本行環境ガイドライン担当審査役までお問い合わせ下さい。

以 上

却 下 通 知 例

平成 年 月 日

（申立人氏名）殿

国際協力銀行
環境ガイドライン担当審査役

貴殿の平成 年 月 日付の異議申立（平成年 月 日付受理）については、却下となったことをお伝え致します。詳細については同封の「検討結果」をご覧ください。

（却下の理由を詳述、必要に応じて、投融資担当部署の審査・モニタリング手続を記述）

改めて、本行の異議申立手続にご関心をいただき、ありがとうございました。

以 上

検 討 結 果 例

1. 申立書の形式要件

全ての項目につき日本語、英語または申立人所在国公用語で記載あり	
記載が十分でない項目あり	

(記載が十分でない項目名 :)

2. 手続開始要件

(イ) 申立人の要件

異議申立はプロジェクト所在国の2人以上の住民によりなされている	
異議申立が上記要件を満たさない	
本人により異議申立が行われていることが確認できない。	

(ロ) 対象プロジェクト

申立書から対象プロジェクトを特定した結果、本行の投融資案件であることが確認されている。	
申立書から対象プロジェクトを特定した結果、本行の投融資案件でないことが確認されている。	
申立書から対象プロジェクトを特定できない。	

(ハ) 期間

円借款業務につき、本行が案件に関する本行としての評価を示したとき以降貸出が終了するまでの期間に異議申立がなされている	
円借款以外の業務につき、融資契約調印後、貸出が終了するまでの期間に異議申立がなされている。	
異議申立受付期間以前に異議申立がなされており、投融資担当部署に移送することが適当	
貸出終了後に異議申立がなされており、本行のモニタリングに関するガイドライン不遵守が指摘されている。	
貸出終了後に異議申立がなされているが、本行のモニタリングに関するガイドライン不遵守の指摘がない。	

(二) 申立人に対して生じた具体的被害または将来重大な被害が発生することの相当程度の蓋然性

申立人に対する直接的で重大な被害または将来重大な被害が発生する相当程度の蓋然性について記載あり	
申立人に対する直接的で重大な被害または将来重大な被害が発生する相当程度の蓋然性についての記載がない	

(ホ) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項および不遵守の事実

不遵守の条項および事実について相当程度合理性が認められる記載がなされている。	
不遵守の条項および事実についての記載に相当程度の合理性が認められない。	

(ヘ) ガイドライン不遵守と具体的被害の因果関係

因果関係に関する記述は相当程度合理的である。	
因果関係に関する記述につき相当程度の合理性が認められない。	

(ト) プロジェクト実施主体との協議の事実

申立人はプロジェクト実施主体に対話に向けた努力を行っている。	
申立人にはプロジェクト実施主体との対話に向けた努力を行うことができないやむを得ない事情がある。	
申立人はプロジェクト実施主体に十分な対話の呼びかけを行っていないため、まず、申立人は対話の呼びかけを行うべきである。	

(チ) 本行との協議の事実

申立人は本行投融資担当部署と協議を行っている。	
申立人は本行投融資担当部署に十分な対話の呼びかけを行っていないため、まず、申立人は協議の申入れを行うべきである。	

(リ) 濫用の防止

濫用目的で異議が申し立てられているという懸念はない。	
----------------------------	--

濫用目的で異議申立が行われている懸念があり、手続開始は適当でない。	
申立書に重大な虚偽記載が認められる	

(濫用目的と思われる根拠・虚偽記載事項を記述：)

以 上

申立人への環境ガイドライン担当審査役報告の通知例

平成 年 月 日

（申立人氏名）殿

国際協力銀行
環境ガイドライン担当審査役

貴殿の平成 年 月 日付の異議申立（平成年 月 日付受理）については、平成 年 月 日にて、本行総裁に対して報告を行ったことをお伝え致します。

報告に対しては、「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン/異議申立手続要綱」に従い、本行投融資担当部署より、意見書が提出されております。

環境ガイドライン担当審査役の報告書および投融資担当部署の意見書については以下のとおりです。なお、報告書、意見書はそれぞれ、個人情報・法人情報その他の法に基づき不開示とすべき事項を除き、今後公開されることになります。

以 上

環境ガイドライン担当審査役の報告書の骨子例

(A) 受理した異議申立の要約

国名：
所在都市名：
プロジェクト名称：
主張されている被害：
指摘されているガイドライン不遵守：

(B) 予備調査の結果 (検討結果を添付)

(C) 事実関係調査の結果・対話促進

- ガイドライン遵守・不遵守調査のための本行投融資担当部署へのヒアリングの記録
 - ヒアリングの日時
 - ヒアリングの内容
- ガイドライン遵守・不遵守にかかる事実の調査結果
 - 具体的に発生した被害
 - ガイドライン遵守・不遵守にかかる事実
 - ガイドライン遵守・不遵守にかかる事実と具体的被害の因果関係
 - 最終結果
 - (ガイドライン不遵守の場合) 当該案件における不遵守状況を治癒するために可能な方策
- 対話の促進に関する当事者の合意状況および当事者間で行われた対話の記録
 - 対話の日時
 - 対話の内容
- 当事者間で合意が成立した場合の合意内容
- 更なる斡旋の必要性

(D) 環境ガイドライン担当審査役の判断の根拠となった資料のリスト

以 上

環境ガイドライン担当審査役 年次活動報告書（骨子）例
--

1．当年度中の活動概要

- 受理件数
- 手続開始決定案件数/却下件数
- 却下の理由分析（却下の理由が多かったものなど）
- 環境ガイドライン担当審査役報告書の作成件数
- ガイドライン不遵守の指摘にかかる分析（不遵守の指摘が多かった条項など）

2．利用者の声

- 申立人から寄せられた意見
- プロジェクト実施主体から寄せられた意見
- 本行投融資担当部署からの意見

3．総裁指示の実施状況

- 総裁指示の実施状況に関する投融資担当部署からの報告
- 投融資担当部署の報告に対する環境ガイドライン担当審査役意見

4．運営・実施体制

以 上